

スポーツ仲裁機構2号事件について

大川 宏
(弁護士)

1 紛争の概要

本件は、日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」)が取り扱った2件目の仲裁判断である。アテネオリンピックの代表選手の選考をめぐるテコンドーの競技団体間の紛争が報じられたが、本件も同じ競技団体に関するものである。本件は、平成15年8月21日から31日までの日程で、韓国テグにおいて開催される夏季ユニバーシアード大会(以下「テグユニバ」)でおこなわれるテコンドー競技に向けての日本代表選手選考等をめぐる紛争である。

仲裁判断書によれば、背景にはテコンドー競技団体内の複雑な内部事情がある。相手方(財団法人日本オリンピック委員会—以下「JOC」)の準加盟団体である日本テコンドー連盟では、会長派と理事長派の対立があった。会長派は日本テコンドー連合(以下「日本連合」)を組織した。理事長派はテコンドー連盟の承継者と主張し、後に同連盟を解散し、全日本テコンドー協会(以下「全日本協会」)を設立している。

JOCは、6月19日、テグユニバの日本代表選手としてC選手を決定し、役員としてH氏(日本連合)を内定した。その後、7月12日、テコンドー界の現状を考慮し、C選手の所属する大学のテコンドー部監督B氏(全日本協会)を追加選考し、派遣役員2名を決定した。

JOCの決定に対し、日本連合の競技力向上技術委員会の委員長は、8月13日、JSAAに仲裁を申し立てた。開催期日が切迫していることから、単独仲裁人による緊急仲裁手続がとられている(規則50条)。

2 請求の趣旨・答弁

申立人の請求は、以下の4点である。

- (1) テグユニバの派遣人数を役員2名から1名にしたうえで、選手を2名に増員すること。
- (2) JOCの会長がB役員、C選手に関して、「JOC預かり」と発言した根拠を明確にしてほしい。
- (3) JSAAの決定その他紛争の背景を精査して、テコンドー団体についての審査委員会の判断材料にしてほしい。
- (4) JOC役員への対応が不十分であったので責任を追及したい。

JOCは、8月15日に答弁書を提出した。(1)については、請求棄却を求めているが、(2)ないし(4)の各請求については、却下を求めているのか、請求棄却を求めているのかははっきりしない。

3 審理手続と仲裁判断

審問期日は8月18日に開催され、1回で終了している。仲裁人は、釈明権を行使し、申立人の請求(1)を、①推薦した18名のうちC選手を除く他の17名を代表選手としないとする決定を取り消す、②代表役員をB氏およびH氏の2名とした決定を取り消すとのふたつの請求にわけさせた。仲裁人は、①について、JOCに選考会を開催する義務はなく、過去の国際大会での実績を基準としてC選手1名を代表選手とした決定は裁量権を逸脱しないとした。また、②について、役員数が選手数より少ないという原則的な関係は認められるが、このような慣行が認められるとしても、過去に役員数が選手数を上回った複数の例があること、選手の実力を発揮するための配慮とテコンドー競技団体間の組織問題の複雑化を避ける配慮の結果、役員2名を決定したものであり、裁量権を逸脱したとは認められないとして、いずれの請求も棄却した。なお、両団体がJOCに対し、「先般当方の意見、希望はお伝え致しましたが、最終的には貴会の定めた選考方法に異議はありません」との誓約書を差し入れていたことも無視できない。

つぎに、仲裁人は、規則2条が、「JSAAの仲裁は、スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定について、……する仲裁申立てに適用される」としているところから、(2)ないし(4)の請求について、申立人に対し請求を変更して再申立をすることを勧告した。しかし、申立人がこれに応じなかったため、この請求をいずれも、不適法として却下した。

4 解説

結論は妥当である。以下、スポーツ仲裁について若干の指摘をする。

(1) スポーツ仲裁は仲裁法上の仲裁か。

JSAAの仲裁は、仲裁法上の仲裁(いわゆる「真正仲裁」)に該当するのであろうか。

スポーツ仲裁規則2条は、「JSAAの仲裁は、スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定(競技中になされる審判の判定は除く。)について、競技者、監督、競技支援要員またはそれらの者の属する団体が申立人として、競技団体を相手方としてする仲裁申立てに適用される。」としている。スポーツ競技団体という自治的な団体内部の決定に対する不服申立を仲裁という手段で争うことが可能かどうかということである。

本件仲裁申立は仲裁法施行前の申立てであるから、公催仲裁法が適用されることになるが、同法では、仲裁合意は、「当事者が係争物につき和解をなす権利がある場合に限り」効力があるとされている(公催仲裁法786条)。仲裁可能性(仲裁適格)といわれているが、ここでいう「争」とは、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」と同じ意味である¹⁾とされている。新仲裁法でも、13条で、仲裁合意は、「当事者が和解をすることができる民事上の紛争を対象とする場合に限り、その効力を有する。」とし、公催仲裁法786条と同じく、和解可能性の基準を採用しているとされる²⁾ので、仲裁法施行後も同じ問題がある。

裁判所法3条1項について、学説は、スポーツ競技団体のような自治的な団体の内部規律に関しては、「一般原則としては、単なる内部事項といえないような重大な事項または一般市民法秩序と関連する事項は、司法による審査の対象とし、その他のものは団体の内部事項として団体の自治に任せる。」³⁾というのが通説である。

また、判例の基本的な立場は、「一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、(中略)内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にならない。」⁴⁾とする。

このような学説・判例の流れからすると、本件仲裁事件は、仲裁可能性が否定され、仲裁法上の仲裁ではないことになる。

これに対し、新仲裁法が国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の国際商事仲裁モデル法をベースとしていること、米国、スイスの判例がスポーツ競技をめぐる争いも司法審査の対象にしていることを根拠にJSAAの仲裁にも新仲裁法の適用を認める立場がある⁵⁾。

しかし、筆者は、スポーツ仲裁が仲裁法上の仲裁でなくともいっこうに差し支えないと考える。法律上の仲裁は、仲裁法によるものに限られない。例えば、労働基準法85条は、「業務上の負傷、疾病または死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査または事件の仲裁を申し立てることができる。」とし、仲裁合意の存在を要求していないほか、職権による仲裁、妨訴抗弁の排斥、時効中断、不服申立ができることなど、仲裁法上の仲裁とまったく異なる制度を採用している。このような例は、労働関係調整法等にも存在する。

もともとスポーツは自律的なルールに基づいて競われるものである。スポーツ仲裁も仲裁可能性にとらわれることなく、自主的・自律的な紛争解決方法として、選手、競技団体の多様なニーズに応えられるものとして成長することを期待したい。

(2) 問題の本質的な解決のために。

選手等選考をめぐる決定は、本件仲裁判断によって、ひとまず解決した。しかし、アテネオリンピックの代表選手選考でも問題が再燃した。テコンドー競技団体では未だ紛争が続いている。請求の趣旨(2)ないし(4)は、この紛争に決着をつけたいという想いであろう。本件では門前払いになったが、スポーツ仲裁を仲裁法上の仲裁と考えなければ、もう少し柔軟に対処することも可能であったのではないか。

【注】

- 1) 上野泰男「仲裁可能性」有斐閣・1998年・松浦馨外編「現代仲裁法の論点」104頁。
- 2) 近藤昌昭外「仲裁法コンメンタール」商事法務・2003年・46頁。
- 3) 新堂幸司「新民事訴訟法」弘文堂・1998年・221頁。
- 4) 東京地判平成6年8月25日・判タ558号264頁(自動車競技)。
- 5) 平成15年10月4日・スポーツ仲裁法研究会における中村達也氏の見解。